規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月二十日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一一〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部の次に次のように加える。

特定個人情報保護委員会	事務局	事務局長　課長　企画官

別表備考第一項中「平成二十五年十一月三十日」を「平成二十六年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。